



三重県公報

令和7年7月1日(火)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
39	職員等の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	3
40	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	23
41	三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例	(税 務 企 画 課)	29
42	子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例	(児 童 相 談 支 援 課)	33
43	三重県立公衆衛生学院条例及び三重県農業大学校条例の一部を改正する条例	(健 康 推 進 課)	43
44	三重県港湾施設管理条例の一部を改正する条例	(港 湾 ・ 海 岸 課)	44
45	三重県立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例	(教 育 委 員 会)	46
46	企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	(企 業 庁)	47
47	病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	(病 院 事 業 庁)	49
48	三重県暴力団排除条例の一部を改正する条例	(警 察 本 部)	51
49	三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例	(市 町 行 財 政 課)	59
50	選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	(同)	62

公布された条例のあらまし

- ◎ 職員等の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 (条例第 39 号)
 - 1 国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等に鑑み、旅費の支給の規定等を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日 (一部公布の日) から施行することとしました。
- ◎ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第 40 号)
 - 1 地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に鑑み、部分休業に関する規定等を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行することとしました。
- ◎ 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第 41 号)
 - 1 半島振興法第十七条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正等に鑑み、県税の特例措置についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

- ◎ 子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例（条例第 42 号）
 - 1 本県における児童虐待の状況及び児童福祉法の一部改正等に鑑み、児童虐待防止対策を強化するための規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 三重県立公衆衛生学院条例及び三重県農業大学校条例の一部を改正する条例（条例第 43 号）
 - 1 大学等における修学の支援に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 三重県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第 44 号）
 - 1 港湾施設の適切な管理のため、港湾施設の使用及び港湾施設における行為の許可に関する規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行することとしました。
- ◎ 三重県立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例（条例第 45 号）
 - 1 スポーツの振興及び施設使用者の安全性の向上のため、使用料に関する規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第 46 号）
 - 1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に鑑み、部分休業を取得した場合における給与の減額についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和7年10月1日から施行することとしました。
- ◎ 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第 47 号）
 - 1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に鑑み、部分休業を取得した場合における給与の減額についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和7年10月1日から施行することとしました。
- ◎ 三重県暴力団排除条例の一部を改正する条例（条例第 48 号）
 - 1 本県の暴力団情勢、暴力団排除対策の現状等を踏まえ、県民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与するため、禁止行為に関する規定等を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和7年10月1日から施行することとしました。
- ◎ 三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例（条例第 49 号）
 - 1 公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る公費負担限度額を改定することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第 50 号）
 - 1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に鑑み、選挙長等の報酬の額を改定することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

職員等の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年七月一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第三十九号

職員等の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第一条 職員等の旅費に関する条例(昭和三十二年三重県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p>	<p>目次 第一章 総則(第一条―第十四条) 第二章 旅費(第十五条―第二十九条) 第三章 雑則(第三十条―第三十三条) 附則 第一章 総則 (目的)</p>
<p>第一条 この条例は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、公務のために旅行する職員又は職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに県費の適正な支出を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p>	<p>第一条 この条例は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、公務のために旅行する職員又は職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な基準を定め、公務の円滑な運営に資するとともに県費の適正な支出を図ることを目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p>
<p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 職員 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)第二条及び公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)第二条に定める者をいう。</p> <p>二 出張 職員が公務のため一時その在</p>	<p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 職員 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号。以下「職員給与条例」という。)第二条及び公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号。以下「公立学校職員給与条例」という。)第二条に定める者をいう。</p> <p>二 出張 職員が公務のため一時その在</p>

勤公署（常時勤務する在勤公署のない場
 合又は任命権者（地方教育行政の組織及
 び運営に関する法律（昭和三十二年法律
 第百六十二号）第三十七条第一項に規定
 する県費負担教職員については、市町の
 教育委員会）若しくはその委任を受けた
 者（以下「旅行命令権者」という。）が
 認める場合には、その住所、居所その他
 旅行命令権者が認める場所）を離れて旅
 行し、又は職員以外の者が公務のため一
 時その住所又は居所を離れて旅行する
 ことをいう。

三 （略）

四 帰住 職員が退職し、又は死亡した場
 合において、その職員又はその遺族が生
 活の根拠となる地に旅行することをい
 う。

五 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をし
 ていないが事実上婚姻関係と同様の事
 情にある者を含む。次号において同
 じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟
 姉妹で職員と生計を一にするものをい
 う。

六 （略）

七 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法
 （昭和二十七年法律第二百三十九号）第
 六条の四第一項に規定する旅行者を
 いう。）その他の規則で定める者（以下
 この号において「旅行者等」という。）
 であつて、県と旅行役務提供契約（旅行
 業者等が県に対して旅行に係る役務そ
 の他の規則で定めるものを旅行者に提
 供することを約し、かつ、県が当該旅行
 業者等に対して当該旅行に係る旅費に
 相当する金額を支払うことを約する契
 約をいう。次条第八項において同じ。）
 を締結したものをいう。

勤公署（常時勤務する在勤公署のない職
 員については、この住所又は居所）を離
 れて旅行し、又は職員以外の者が公務の
 ため一時その住所又は居所を離れて旅
 行することをいう。

三 （略）

四 帰住 職員が退職し、又は死亡した場
 合において、その職員若しくはその扶養
 親族又は遺族が生活の根拠地となる地
 に旅行することをいう。

五 扶養親族 職員の配偶者（届出をしな
 いが事実上婚姻関係と同様の事情にあ
 る者を含む。以下同じ。）、子、父母、
 孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員
 の収入によつて生計を維持しているも
 のをいう。

六 （略）

2 この条例において「何々地」という場合
 には、市町村の存する地域（都については、

(旅費の支給)

第三条 (略)

2 ～ 4 (略)

5 第一項、第二項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他県費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第一項、第二項、第四項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第三項の規定により旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び同条第四項並びに第五条において同じ。)を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8 第一項、第二項及び第四項から第六項までに規定する場合において、県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができ

特別区の存する全地域)をいうものとする。

(旅費の支給)

第三条 (略)

2 ～ 4 (略)

5 第一項、第二項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他県費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

6 第一項、第二項、第四項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。)が、その出発前に次条第三項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額(概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額)の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

<p>る。</p> <p>(旅行命令等)</p>	<p>(旅行命令等)</p>
<p>第四条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、<u>旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼</u>(以下この条及び次条において「旅行命令等」という。)によつて行われなければならない。</p>	<p>第四条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、<u>任命権者</u>(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十七条第一項に規定する<u>県費負担職員</u>については、<u>市の教育委員会</u>)又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によつて行われなければならない。</p>
<p>一・二 (略)</p>	<p>一・二 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 <u>旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることが</u>できる。</p>	<p>3 <u>旅行命令権者は既に発した旅行命令等を変更(取消を含む。以下同じ。)する必要があると認めた場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第一項若しくは第二項の規定による旅行者の申請に基づきこれを変更することが</u>できる。</p>
<p>4 <u>旅行命令権者は、旅行命令等</u>を発し、又はその変更をするには、<u>旅行命令書又は旅行依頼書</u>(以下この条において「旅行命令書等」という。)に規則で定める事項の記載又は記録をし、<u>当該事項を当該旅行者に通知して</u>しなければならない。ただし、<u>旅行命令書等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでは</u>ない。</p>	<p>4 <u>旅行命令権者は、旅行命令等</u>を発し、又はこれを変更するには、<u>旅行命令書又は旅行依頼書</u>(以下「旅行命令書等」という。)は当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。ただし、<u>旅行命令書等に当該旅行に関する事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等</u>を発し、又はこれを変更することができる。</p>
<p>5 <u>前項ただし書の規定により旅行命令書等に記載又は記録をしなかつた場合には、できるだけ速やかに旅行命令書等に同項に定める事項を記載又は記録を</u>しなければならない。</p>	<p>5 <u>旅行命令権者は、口頭により旅行命令等</u>を発し、又はこれを変更した場合には、<u>できるだけすみやかに旅行命令書等に当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示し</u>なければならない。</p>
<p>(旅行命令等に従わない旅行)</p>	<p>(旅行命令等に従わない旅行)</p>
<p>第五条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等</p>	<p>6 <u>旅行命令書等の記載事項及び様式は規則で定める。</u></p> <p>第五条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等</p>

<p>(前条第三項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。)に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p>	<p>(前条第三項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。)に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p> <p>2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
	<p>(旅費の種類)</p>
	<p>第六条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。</p>
	<p>2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p>
	<p>3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p>
	<p>4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。</p>
	<p>5 車賃は、陸路(鉄道を除く。以下同じ。)旅行について、路程に応じ一キロメートル当りの定額又は実費額により支給する。</p>
	<p>6 旅行雑費は、実費額により支給する。</p>
	<p>7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。</p>
	<p>8 食卓料は、水路旅行および航空旅行中の夜数に応じ一夜当りの定額により支給する。</p>
	<p>9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。</p>
	<p>10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。</p>
	<p>11 扶養親族移転料は赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。</p>

<p>(旅費の計算)</p> <p>第六条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものであり、第八条に定める種目及びその内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によつて計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。</p>	<p>(旅費の計算)</p> <p>第七条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。</p> <p>第八条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。</p> <p>第九条 削除</p> <p>第十条 削除</p> <p>第十一条 削除</p> <p>第十二条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のための鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃(扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</p>
<p>(旅費の請求手続)</p> <p>第七条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行業務提供者は、所定の請求書(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。以下この条において同じ。)に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は</p>	<p>(旅費の請求手続)</p> <p>第十三条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者で、その精算をしようとするものは、請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうちその書類を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。</p>

<p>一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかになされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。</p>	
<p>2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</p>	<p>2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後別に定める期間内に、当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。</p>
<p>3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。</p>	<p>3 支出命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があつた場合には、別に定める期間内に、当該過払金を返納させなければならない。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>5 第一項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項、第二項及び第三項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、規則で定める。</p>	<p>5 第一項に規定する請求書及び必要な添付書類の種類、記載事項及び様式、第二項及び第三項に規定する期間並びに前項に規定する給与の種類は、規則で定める。 (証人等の旅費)</p>
<p>(旅費の種目)</p>	<p>第十四条 第三条第四項又は第五項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の規定がある場合を除くほか、規則で定める旅費とする。</p>
<p>第八条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。</p> <p>(鉄道賃)</p>	<p>第二章 旅費 (鉄道賃)</p>
<p>第九条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第二条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正十年法律第七十六号)第一条第一項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第十二条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第二号から第</p>	<p>第十五条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。</p>

<p>六号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</p> <p>一 運賃</p> <p>二 急行料金</p> <p>三 寝台料金</p> <p>四 座席指定料金</p> <p>五 特別車両料金</p> <p>六 前各号に掲げる費用に付随する費用</p>	<p>一 乗車に要する運賃</p> <p>二 急行料金を徴する列車(以下「急行列車」という。)を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金</p> <p>三 特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第一号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金</p> <p>四 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第一号に規定する運賃、第二号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金</p>
<p>2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。</p> <p>(船賃)</p>	<p>2 前項第二号に規定する急行料金及び同項第四号に規定する座席指定料金は、急行列車を運行する線路による旅行で片道五十キロメートル以上のものに該当する場合に限り支給する。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>(船賃)</p>
<p>第十条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第十二条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第二号から第五号までに掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</p> <p>一 運賃</p>	<p>第十六条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。</p> <p>一 運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合には、県外旅行は中</p>

<p>二 寝台料金</p> <p>三 座席指定料金</p> <p>四 特別船室料金</p> <p>五 前各号に掲げる費用に付随する費用</p>	<p>級、県内旅行は下級の運賃</p> <p>二 運賃の等級を二階級に区分する船舶による旅行の場合には、県外旅行は上級、県内旅行は下級の運賃</p> <p>三 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</p> <p>四 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前三号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金</p> <p>五 第三号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金</p> <p>六 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金</p>
<p>2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。</p> <p>(航空賃)</p>	<p>2 前項第一号又は第二号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に二以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</p> <p>(航空賃)</p>
<p>第十一条 航空賃は、航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号及び第三号に掲げる費用は、第一号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>一 運賃</p> <p>二 座席指定料金</p> <p>三 前二号に掲げる費用に付随する費用</p>	<p>第十七条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃及び特別座席料金による。</p>
<p>2 前項第一号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移</p>	

<p>動する場合には、最下級の運賃の額とする。</p> <p>(その他の交通費)</p>	<p>(車賃)</p>
<p>第十二条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第二号から第四号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>一 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃</p> <p>二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃</p> <p>三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用</p> <p>四 前三号に掲げる費用に付随する費用</p>	<p>第十八条 車賃の額は、実費額による。ただし、旅行命令権者の承認を受けて行う自家用自動車等による旅行（以下「自家用車旅行」という。）をする場合の車賃の額は、一キロメートルにつき二十三円とする。</p>
<p>2 前項第三号に定める移動に直接要する費用のうち、職員が旅行命令権者の承認を受けて行う自家用自動車等による旅行（次項において「自家用車旅行」という。）をする場合の移動に直接要する費用は、次項により計算した路程に、一キロメートルにつき規則で定める額を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第十二条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</p>
<p>3 前項の路程は、当該旅行につき自家用車旅行の全路程を通算して計算することとし、通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p>	<p>3 前項の規定により通算した路程に一キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>(旅行雑費)</p>

<p>(宿泊費)</p>	<p>第十九条 旅行雑費の実費額は、公務上の必要によりやむを得ず負担した有料の道路又は駐車場の利用料金の額とする。</p> <p>(宿泊料)</p>
<p>第十三条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</p> <p>(包括宿泊費)</p>	<p>第二十条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第一の定額による。</p> <p>2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。</p> <p>(食卓料)</p> <p>第二十一条 食卓料の額は、別表第一の定額による。</p> <p>2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほか別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り支給する。</p>
<p>第十四条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</p> <p>(宿泊手当)</p>	
<p>第十五条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める一夜当たりの定額とする。</p> <p>(転居費)</p>	<p>(移転料)</p>
<p>第十六条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第十八条第一項第一号又は第二号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態</p>	<p>第二十二条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。</p>

<p>を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。</p> <p>(着後滞在費)</p>	<p>一 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧居住地から新居住地までの路程に応じた別表第二の定額による額</p> <p>二 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の二分の一に相当する額</p> <p>三 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)</p> <p>2 前項第三号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。</p> <p>3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第一項第三号に規定する期間を延長することができる。</p> <p>(着後手当)</p>
<p>第十七条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、五夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。</p> <p>(家族移転費)</p>	<p>第二十三条 着後手当の額は、別表第一の赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた宿泊料定額の四夜分に相当する額の範囲内で規則で定める。</p> <p>(扶養親族移転料)</p>
<p>第十八条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。</p> <p>一 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新</p>	<p>第二十四条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。</p> <p>一 赴任の際扶養親族を随伴する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について、赴任を命ぜられた日</p>

<p>居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額</p>	<p>における扶養親族一人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額</p> <p>イ 十二歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の二に相当する額</p> <p>ロ 十二歳未満六歳以上の者については、イに規定する額の二分の一に相当する額</p> <p>ハ 六歳未満の者については、その移転の際における職員相当の宿泊料、食卓料及び着後手当の三分の一に相当する額。ただし、六歳未満の者を三人以上随伴するときは、二人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の二分の一に相当する金額を加算する。</p>
<p>二 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から一年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額</p>	<p>二 前号イからハまでの規定により宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>
<p>2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第二号に規定する期間を延長することができる。</p>	<p>2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子に移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>第二十五条 削除</p> <p>第二十六条 削除 (同一地域内旅行の旅費)</p> <p>第二十七条 同一地域(第二条第二項に規定する地域をいう。)内における旅行につい</p>

	<p>ては、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は支給しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、赴任を命ぜられた職員が職員のための公設宿舍に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合には、別表第二の路程五十キロメートル未満の場合の移転料定額の三分の一に相当する額（扶養親族を随伴しない場合にはその二分の一に相当する額）の移転料を支給する。ただし、当該移転料の額を計算する場合においてその額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(退職者等の旅費)</p>
<p>(退職者等の旅費)</p> <p>第十九条 第三条第二項第一号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から三月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。</p> <p>2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定す</p>	<p>(退職者等の旅費)</p> <p>第二十八条 第三条第二項第一号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</p> <p>一 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費</p> <p>イ 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの旅費</p> <p>ロ 退職等を知った日の翌日から三月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤公署までの旅費</p> <p>二 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤公署を旧在勤公署とみなして前号の規定に準じて計算した旅費</p>

<p>項各号及び第二項に掲げる各費用について、当該各条及び第六条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</p>	
<p>2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第十三条、第十四条、第十六条、第十七条及び第十八条第一項並びに第六条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</p> <p>（旅費の調整）</p>	<p>（旅費の調整）</p>
<p>第二十三条 任命権者は、旅行者が県以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p>	<p>第三十条 旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p>
<p>2 任命権者は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費により、旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に定める旅費を支給することができる。</p> <p>（旅費の特例）</p>	<p>2 任命権者は前項の規定の統一ある適用を図るために、基準を定めるものとする。</p> <p>3 旅行者がこの条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費により、旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に定める旅費を支給することができる。</p> <p>（旅費の特例）</p>
<p>第二十四条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第三項若しくは第六十四条又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第四十七</p>	<p>第三十一条 職員について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第三項若しくは第六十四条又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第四十七条の規定に該当</p>

<p>条第一項若しくは第二項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第十五条第三項若しくは第六十条又は船員法第四十八条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</p>	<p>する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第十五条第三項若しくは第六十条又は船員法第四十八条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</p>
<p>2 任命権者は、職員について船員法第四十七条第二項の規定に該当する事由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。</p> <p>(旅費の返納)</p>	
<p>第二十五条 支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</p>	
<p>2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</p>	
<p>3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。</p> <p>(準用規定)</p>	<p>(準用規定)</p>
<p>第二十六条 外国旅行の場合の旅費の支給については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の適用を受ける国家公務員等に支給される外国旅行の旅費の例による。</p>	<p>第三十二条 外国旅行の場合の旅費の支給については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号。第六条第一項(支度料に係る部分に限る。)及び第十二項並びに第三十九条を除く。)の</p>

第二十七条 (略)

附 則
1～8 (略)

9 第九条第一項第五号に規定する特別車両料金及び第十条第一項第四号に規定する特別船室料金については、当分の間、特に旅行命令権者が認めるものを除き、これを支給しないものとする。

規定を準用する。

第三十三条 (略)

別表第一 (第二十条、第二十一条関係) 宿泊料及び食卓料

宿泊料 (一夜につき)		食卓料 (一夜につき)
甲地方	乙地方	
一、七〇〇円	一〇、七〇〇円	二、三〇〇円

備考 甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち知事が定める地域その他これらに準ずる地域で知事が定めるものをい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

別表第二 (第二十一条関係) 移転料

路程	路程	路程	路程	路程	路程	路程	路程
五十キロメートル	五十キロメートル	百キロメートル	三百キロメートル	五百キロメートル	千キロメートル	千五百キロメートル	二千キロメートル
未満	以上	以上	三以上	以上	以上	千以上	以上
未満	百キロメートル	百キロメートル	五百キロメートル	千キロメートル	五百キロメートル	千五百キロメートル	二千キロメートル
未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満	未満
一六〇〇円	一四〇〇円	一七〇〇円	二二〇〇円	二九〇〇円	三〇〇〇円	三三〇〇円	三八〇〇円

附 則
1～8 (略)

9 第十五条第一項第三号に規定する特別車両料金、第十六条第一項第五号に規定する特別船室料金及び第十七条に規定する特別座席料金については、当分の間、特に旅行命令権者が認めるものを除き、これを

支給しないものとする。

(知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第二条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例(昭和三十五年三重県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前									
<p>(旅費)</p> <p>第六条 知事及び副知事の旅費については、一般職に属する県職員の例による。この場合において、職員等の旅費に関する条例(昭和三十二年三重県条例第四十六号)第九条第二項、第十条第二項及び第十一条第二項中「最下級」とあるのは「最上級」と読み替えるものとする。</p>	<p>(旅費)</p> <p>第六条 知事及び副知事の旅費については、一般職に属する県職員の例による。ただし、職員等の旅費に関する条例(昭和三十二年三重県条例第四十六号)別表第一に定める額については、別表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">別表(第六条関係)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">宿泊料(一夜につき)</td> <td style="text-align: center;">食卓料(一夜につき)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">甲地方</td> <td style="text-align: center;">乙地方</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">一五、五〇〇円</td> <td style="text-align: center;">一四、二〇〇円</td> <td style="text-align: center;">三、一〇〇円</td> </tr> </table> <p>備考 甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち知事が定める地域その他これらに準ずる地域で知事が定めるものをい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。</p>	宿泊料(一夜につき)		食卓料(一夜につき)	甲地方	乙地方		一五、五〇〇円	一四、二〇〇円	三、一〇〇円
宿泊料(一夜につき)		食卓料(一夜につき)								
甲地方	乙地方									
一五、五〇〇円	一四、二〇〇円	三、一〇〇円								

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和八年一月一日から施行する。ただし、第一条の規定(第三十二条の改正規定に限る。)は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 第一条の規定による改正後の職員等の旅費に関する条例(以下この項から附則第五項までにおいて「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後に新条例第二条第二号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第一項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第三条第五項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の職員等の旅費に関する条例(以下この項及び第四項において「旧条例」という。)第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び

- 旧条例第三条第五項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第二条第二号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 3 新条例第三条第二項の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第三条第六項及び第七項の規定は、これらの項に規定する者が同条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第三条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 新条例第二十五条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
- （規則への委任）
- 6 附則第二項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年七月一日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第四十号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項、第三条第二項、第五条第二項（これらの規定を地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十二条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）、第七条、第八条、第十条第一項（地方独立行政法人法第五十二条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）及び第二項（地方独立行政法人法第五十二条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十四条、第十五条、第十七条（地方独立行政法人法第五十二条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）、第十八条第三項（地方独立行政法人法第五十二条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第十九条第一項から第三項まで及び第五項の規定に基づき、職員（県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員を含む。次条から第二条の四まで、第三条、第五条、第六条、第十条、第十一条、第十四条から第十六条まで、第三十一条及び第三十二条に</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）第二条第一項、第三条第二項、第五条第二項（これらの規定を地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第五十二条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）、第七条、第八条、第十条第一項（地方独立行政法人法第五十二条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）及び第二項（地方独立行政法人法第五十二条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十四条、第十五条、第十七条（地方独立行政法人法第五十二条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）、第十八条第三項（地方独立行政法人法第五十二条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第十九条第一項及び第二項の規定に基づき、職員（県が設立した地方独立行政法人法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（以下「特定地方独立行政法人」という。）の職員を含む。次条から第二条の四まで、第三条、第五条、第六条、第十条、第十一条、第十四条から第十六条まで、第三十一条及び第三十二条において同じ。）の育児</p>

<p>において同じ。)の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業を請求することができない職員)</p> <p>第二十七条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。)</p> <p>(第一号部分休業の承認)</p>	<p>休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業を請求することができない職員)</p> <p>第二十七条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下この条から第二十九条までにおいて同じ。)</p> <p>(部分休業の承認)</p>
<p>第二十八条 育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する部分休業(以下「第一号部分休業」という。)の承認は、三十分を単位として行うものとする。</p> <p>2 勤務時間条例第十五条若しくは公立学校職員勤務時間条例第十五条の規定による保育の時間又は勤務時間条例第十六条の二若しくは公立学校職員勤務時間条例第十六条の二の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(次項に掲げる非常勤職員を除く。)に対する第一号部分休業の承認については、一日につき二時間から当該保育の時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する第一号部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務</p>	<p>第二十八条 部分休業(育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第八条第一項又は公立学校職員勤務時間条例第八条第一項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。</p> <p>2 勤務時間条例第十五条若しくは公立学校職員勤務時間条例第十五条の規定による保育の時間又は勤務時間条例第十六条の二若しくは公立学校職員勤務時間条例第十六条の二の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(次項に掲げる非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該保育の時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間か</p>

時間から五時間四十五分を減じた時間を
 超えない範囲内で（当該非常勤職員が労働
 基準法第六十七条の規定による育児時間
 又は育児休業、介護休業等育児又は家族介
 護を行う労働者の福祉に関する法律（平成
 三年法律第七十六号）第六十一条の二第二十
 項の規定による介護をするための時間
 （以下この項において「介護をするための
 時間」という。）の承認を受けて勤務しな
 い場合にあつては、当該時間を超えない範
 囲内で、かつ、二時間から当該育児時間又
 は当該介護をするための時間の承認を受
 けて勤務しない時間を減じた時間を超え
 ない範囲内で）行うものとする。

（第二号部分休業の承認）

ら五時間四十五分を減じた時間を超えな
 い範囲内で（当該非常勤職員が労働基準法
 第六十七条の規定による育児時間又は育
 児休業、介護休業等育児又は家族介護を行
 う労働者の福祉に関する法律（平成三年法
 律第七十六号）第六十一条の二第二十項の
 規定による介護をするための時間（以下こ
 の項において「介護をするための時間」と
 いう。）の承認を受けて勤務しない場合に
 あつては、当該時間を超えない範囲内で、
 かつ、二時間から当該育児時間又は当該介
 護をするための時間の承認を受けて勤務
 しない時間を減じた時間を超えない範囲
 内で）行うものとする。

第二十八条の二 育児休業法第十九条第二
 項第二号に掲げる範囲内で請求する同条
 第一項に規定する部分休業（以下「第二号
 部分休業」という。）の承認は、一時間を
 単位として行うものとする。ただし、次の
 各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当
 該各号に定める時間数の第二号部分休業
 を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間
 に分を単位とした時間がある場合であ
 つて、当該勤務時間の全てについて承認
 の請求があつたとき 当該勤務時間の
 時間数

二 第二号部分休業の残時間数に一時間
 未満の端数がある場合であつて、当該残
 時間数の全てについて承認の請求があ
 つたとき 当該残時間数

（育児休業法第十九条第二項の条例で定
 める一年の期間）

第二十八条の三 育児休業法第十九条第二
 項の条例で定める一年の期間は、毎年四月
 一日から翌年三月三十一日までとする。

（育児休業法第十九条第二項第二号の人
 事院規則で定める時間を基準として条例

<p>で定める時間)</p> <p>第二十八条の四 育児休業法第十九条第二</p> <p>項第二号の人事院規則で定める時間を基</p> <p>準として条例で定める時間は、次の各号に</p> <p>掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定め</p> <p>る時間とする。</p> <p>一 非常勤職員以外の職員 七十七時間</p> <p>三十分</p> <p>二 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務</p> <p>日一日当たりの勤務時間数に十を乗じ</p> <p>て得た時間</p> <p>(育児休業法第十九条第三項の条例で定</p> <p>める特別の事情)</p>	
<p>第二十八条の五 育児休業法第十九条第三</p> <p>項の条例で定める特別の事情は、配偶者が</p> <p>負傷又は疾病により入院したこと、配偶者</p> <p>と別居したことその他の同条第二項の規</p> <p>定による申出(以下「第二項申出」という。)</p> <p>時に予測することができなかつた事実が</p> <p>生じたことにより同条第三項の規定によ</p> <p>る変更(以下「第三項変更」という。)を</p> <p>しなければ同項の職員の小学校就学の始</p> <p>期に達するまでの子の養育に著しい支障</p> <p>が生じると任命権者が認める事情とする。</p> <p>(部分休業をしている職員の給与の取扱</p> <p>い)</p>	<p>(部分休業をしている職員の給与の取扱</p> <p>い)</p>
<p>第二十九条 職員が育児休業法第十九条第</p> <p>一項に規定する部分休業の承認を受けて</p> <p>勤務しない場合には、その勤務しない一時</p> <p>間につき、職員給与条例第二十五条又は公</p> <p>立学校職員給与条例第二十八条に規定す</p> <p>る勤務一時間当たりの給与額(非常勤職員</p> <p>にあつては、人事委員会と協議して、任命</p> <p>権者が別に定める額)を減額して給与を支</p> <p>給する。</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p>	<p>第二十九条 職員が部分休業の承認を受け</p> <p>て勤務しない場合には、その勤務しない一</p> <p>時間につき、職員給与条例第二十五条又は</p> <p>公立学校職員給与条例第二十八条に規定</p> <p>する勤務一時間当たりの給与額(非常勤職</p> <p>員にあつては、人事委員会と協議して、任</p> <p>命権者が別に定める額)を減額して給与を</p> <p>支給する。</p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p>
<p>第三十条 育児休業法第十九条第六項にお</p> <p>いて準用する育児休業法第五条第二項の</p> <p>条例で定める事由は、職員が第三項変更を</p>	<p>第三十条 第十四条の規定は、部分休業につ</p> <p>いて準用する。</p>

<p>したときとする。</p> <p>(妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</p>	<p>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</p>
<p>第三十一条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置</p> <p>二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための措置</p> <p>三 当該申出に係る子の心身の状況又は育児に関する当該職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向を確認するための措置</p>	<p>第三十一条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p>
<p>2 任命権者は、三歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置</p> <p>二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</p> <p>三 対象職員の三歳に満たない子の心身</p>	

	の状況又は育児に関する対象職員の家 庭の状況に起因して発生し、又は発生す ることが予想される職業生活と家庭生 活の両立の支障となる事情の改善に資 する事項に係る対象職員の意向を確認 するための措置	
3	任命権者は、第一項第三号又は前項第三 号の規定により意向を確認した事項の取 扱いに当たっては、当該意向に配慮しなけ ればならない。	
4	(略)	2 (略)

附 則

- 1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。
- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五号）による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十九条第二項第二号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第二十八条の四の規定の適用については、同条第一号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、同条第二号中「十」とあるのは「五」とする。

三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年七月一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第四十一号

三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例

(三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正)

第一条 三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例(昭和六十一年三重県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(不均一課税)</p> <p>第二条 知事は、計画区域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める税率によつて課税することができる。</p> <p>一 事業税 認定産業振興促進計画に記載された法第九条の二第二項第四号に掲げる計画期間(以下この条において「計画期間」という。)の初日から令和九年三月三十一日までの間(当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなつた地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、同月三十一日前に法第九条の七第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第九条の五第一項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日まで期間とする。)に、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第四項の表の第二号又は第四十五条第三項の表の第二号の規定の適用を受ける</p>	<p>(不均一課税)</p> <p>第二条 知事は、計画区域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める税率によつて課税することができる。</p> <p>一 事業税 認定産業振興促進計画に記載された法第九条の二第二項第四号に掲げる計画期間(以下この条において「計画期間」という。)の初日から令和七年三月三十一日までの間(当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなつた地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間とし、同月三十一日前に法第九条の七第一項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る法第九条の五第一項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日まで期間とする。)に、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第四項の表の第二号又は第四十五条第三項の表の第二号の規定の適用を受ける</p>

<p>法第十七条に掲げる事業の用に供する施設又は設備（同法第十二条第四項の表の第一号の上欄又は第四十五条第三項の表の第一号の上欄に掲げる地区内において営む当該事業の用に供する施設又は設備を除く。）であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の所得（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税については、三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下この条において「県税条例」という。）第四十三条又は第四十八条の四に規定する税率の十分の一の税率</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 法第十七条第二号又は第四号に掲げる事業（同号に掲げる事業にあつては、認定産業振興促進計画に記載された計画区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料とするものに限る。） 五百万円以上のもの</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>法第十七条に掲げる事業の用に供する施設又は設備（同法第十二条第四項の表の第一号の上欄又は第四十五条第三項の表の第一号の上欄に掲げる地区内において営む当該事業の用に供する施設又は設備を除く。）であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税については、三重県県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号。以下この条において「県税条例」という。）第四十三条又は第四十八条の四に規定する税率の十分の一の税率</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 法第十七条第二号から第四号までに掲げる事業（同条第四号に掲げる事業にあつては、認定産業振興促進計画に記載された計画区域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料とするものに限る。） 五百万円以上のもの</p> <p>二・三 （略）</p>
--	---

（三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の一部改正）

第二条 三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例（平成五年三重県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(課税免除)	(課税免除)

第二条 知事は、離島振興対策実施地域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める県税の課税を免除することができる。

一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税

イ 法第二条第二項の規定による公示の日（以下この条において「公示日」という。）から令和九年三月三十一日までの間に、法第四条第一項に規定する離島振興計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業の振興を促進する区域（以下この号において「産業振興促進区域」という。）内において、当該離島振興計画において振興すべき業種の用に供する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第四項の表の第三号又は第四十五条第三項の表の第三号の規定の適用を受ける設備（同法第十二条第四項の表の第一号の上欄又は第四十五条第三項の表の第一号の上欄に掲げる地区（以下この号において「過疎地区」という。）内において営む当該事業の用に供する設備を除く。）（法第二十条に掲げる事業の用に供する一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）に限る。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の所得（事業税の課税標準額と

第二条 知事は、離島振興対策実施地域内において、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める県税の課税を免除することができる。

一 事業税 次のイ又はロに掲げる事業税

イ 法第二条第二項の規定による公示の日（以下この条において「公示日」という。）から令和七年三月三十一日までの間に、法第四条第一項に規定する離島振興計画に記載された同条第四項第一号に規定する産業の振興を促進する区域（以下この号において「産業振興促進区域」という。）内において、当該離島振興計画において振興すべき業種の用に供する租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第四項の表の第三号又は第四十五条第三項の表の第三号の規定の適用を受ける設備（同法第十二条第四項の表の第一号の上欄又は第四十五条第三項の表の第一号の上欄に掲げる地区（以下この号において「過疎地区」という。）内において営む当該事業の用に供する設備を除く。）（法第二十条に掲げる事業の用に供する一の生産等設備（ガスの製造又は発電に係る設備を含む。）であつて、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下この条において「特別償却設備」という。）に限る。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後三年内の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税

<p>なるものをいう。)のうち、当該特別償却設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>標準額となるものをいう。)のうち、当該設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課する事業税</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>二・三 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の規定は、令和七年四月一日以後に新設され、又は増設された施設又は設備について適用する。

3 第二条の規定による改正後の三重県離島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例の規定は、令和七年四月一日以後に新設され、又は増設された設備について適用する。

子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年七月一日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第四十二号

子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例

子どもを虐待から守る条例（平成十六年三重県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第一章～第四章（略）	第一章～第四章（略）
第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備及び施策の推進（第二十一条～第二十九条）	第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備（第二十一条～第二十五条）
第六章 雑則（第三十条～第三十二条）	第六章 雑則（第二十六条～第二十八条）
附則 （目的）	附則 （目的）
第一条 この条例は、 <u>三重県子ども条例（令和七年三重県条例第四号）</u> の理念にのっとり、子どもを虐待から守ることについて、 <u>基本的な考え方を定め、県、市町、県民、保護者及び関係機関等の責務並びに地域社会の役割を明らかにするとともに、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。</u>	第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、 <u>基本的な考え方、県、市町及び県民の責務、関係機関等及び地域社会の役割、通告に係る対応等を定めることにより、県民全体で子どもを虐待から守り、もって次代の社会を担う子どもの心身の健全な発達に寄与することを目的とする。</u>
（定義）	（定義）
第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。）第二条に規定する児童をいう。	一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下この条及び第十四条において「法」という。）第二条に規定する児童をいう。
二・三（略）	二・三（略）
四 関係機関等 <u>学校、幼稚園、児童福祉</u>	四 関係機関等 <u>関係機関、関係団体又は</u>

	<p>施設、保育所、認定こども園、医療機関、警察、女性相談支援センター、教育委員会、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。以下この号において同じ。）その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び児童委員、学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員、配偶者暴力相談支援センターの職員その他子どもの福祉に関連する職務に従事する関係者をいう。</p>
2	<p>前項各号に掲げるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）で使用する用語の例による。</p> <p>（保護者の責務）</p>
第八條	<p>保護者は、虐待を決して行つてはならない。</p>
2	<p>保護者は、子どもの人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子どもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。</p>
3	<p>（略）</p> <p>（関係機関等の責務等）</p>
第九條	<p>関係機関等は、県、市町等と連携し、自主的かつ主体的に子どもを虐待から守るための事業又は活動を実施するよう努めるとともに、子ども及び家庭と関わる機会を通じて、虐待の防止に努めるものとする。</p>
2	<p>関係機関等は、常に虐待の兆候に注意を払い、その早期発見に努めなければならない。</p>

	<p>子どもを虐待から守ることに関連する活動を行う者その他の関係者をいう。</p>
	<p>（保護者の責務）</p>
第八條	<p>保護者は、虐待を決して行つてはならず、また、その子どものしつけに際して体罰を決して加えてはならない。</p>
2	<p>（略）</p>
	<p>（関係機関等の役割）</p>
第九條	<p>関係機関等は、県、市町等と連携し、子どもを虐待から守るための事業又は活動を実施するよう努めるとともに、子ども及び家庭と関わる機会を通じて、虐待の防止に努めるものとする。</p>

3	関係機関等は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合においては、速やかに、これを市町又は児童相談所等に通告しなければならない。
4	前項の通告を受けた市町又は児童相談所等は、子どもを虐待から守るため、的確に相互の情報を共有するものとする。 (県、市町及び関係機関等の連携)
第九條の二 県、市町及び関係機関等は、相互に連携し、虐待の早期発見及び早期対応に努めなければならない。	
2	県、市町及び関係機関等は、子ども又は家庭のあらゆる相談に対応するため、相互に連携し、子ども及び家庭が適切な支援を受けられるよう努めなければならない。 (妊産婦及び子育て家庭への支援による未然防止の取組)
第十一條 (略)	
2	市町及び関係機関等は、虐待を未然に防止するため、妊産婦及び子育て家庭への切れ目ない支援を実施するよう努めるものとする。
3	第一項の助言、援助又は協力は、市町及び関係機関等において、困難を抱える妊婦、特定妊婦その他妊娠期から子育て期までにおいて不安を抱える者を必要な支援につなげる取組が推進されるよう行わなければならない。
4	県は、予期しない妊娠に至らないための啓発活動及び妊娠、出産等に関する相談窓口等の情報提供を行うものとする。
5	県は、医療機関及び市町その他関係機関等と連携し、予期しない妊娠をした者又は医療機関を受診していない妊婦に対し、医療を受ける機会を確保させるための啓発活動、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。
6	市町は、母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第十二条第一項及び第十三条

(子育て支援による未然防止の取組)

第十一條 (略)

2 市町は、虐待を未然に防止するため、妊産婦及び子育て家庭への切れ目ない支援を実施するよう努めるものとする。

<p>第一項の規定による乳児若しくは幼児に 対する健康診査を受診しておらず、かつ、 当該乳児若しくは幼児の安全の確認がで きない場合又は市町が設置する要保護児 童対策地域協議会において、要保護児童の 安全の確認ができない場合には、児童福祉 法第十条第二項の規定により、児童相談所 に技術的援助及び助言を求めるものとす る。</p>	
<p>7 市町は、前項の規定により、技術的援助 及び助言を受けた後も、子どもの安全の確 認ができない場合は、法第八条第一項第二 号の規定により、児童相談所長（知事から の権限の委任を受けた場合を含む。以下同 じ。）に通知するものとする。</p> <p>（通告等に係る対応）</p>	<p>（通告等に係る対応）</p>
<p>第十二条 児童相談所長は、虐待を受けたと 思われる子どもを発見した者からの通告 があつた場合には、直ちに、当該虐待に係 る調査（当該子どもの養育に一定の関与が あると認められる者の調査を含む。）を行 い、対面により当該子どもの安全を確認し なければならない。家庭その他から虐待を を受けたと思われる子どもに係る相談があ つた場合についても、同様とする。ただし、 市町又は関係機関等が対面により、当該子 どもの安全を確認した場合は、この限りで ない。</p>	<p>第十二条 児童相談所長は、虐待を受けたと 思われる子どもを発見した者からの通告 があつた場合には、直ちに、当該虐待に係 る調査を行い、必要があると認めるときは 当該子どもとの面会、面談等の方法により 当該子どもの安全を確認しなければならない。家庭その他から虐待を受けたと思わ れる子どもに係る相談があつた場合につ いても、同様とする。</p>
<p>2 児童相談所長は、前項の規定により、調 査及び子どもの安全を確認するに当たつ ては、通告の内容に応じ、市町及び関係機 関等と連携を図るものとする。この場合 において、同項の通告の内容及び調査によ り、子どもの生命若しくは身体に重大な危 険が生じるおそれ又は子どもの心身の発 達に重大な影響を及ぼすおそれがあると 認めるときは、警察と十分な連携を図らな なければならない。</p>	
<p>3 第一項の虐待を受けたと思われる子ど</p>	<p>2 前項の虐待を受けたと思われる子ども</p>

<p>もの保護者及び当該子どもの養育に一定の関与があると認められる者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。</p>	<p>の保護者は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。</p>
<p>4 第一項の通告を受けた児童相談所長は、当該子どもの安全確認を最優先に対応し、その安全確保のため必要があると認める場合は、ためらわずに当該子どもの一時保護（法第八条第二項第一号の規定による一時保護をいう。以下同じ。）を行い、又は適当な者に委託して当該一時保護を行わせるものとする。</p>	<p>3 第一項の通告を受けた児童相談所長は、当該子どもの安全確認を最優先に対応し、その安全確保のため必要があると認める場合は、ためらわずに当該子どもの一時保護を行い、又は適当な者に委託して当該一時保護を行わせるものとする。</p>
<p>5 児童相談所長は、一時保護、法第八条の二第一項の規定による出頭要求等、法第九条第一項の規定による立入調査等及び臨検等（法第九条の三第一項の規定による臨検又は捜索及び同条第二項の規定による調査又は質問をいう。）について権限を使用する必要がある場合は、必要に応じ、関係機関等の協力を得て、速やかに当該権限を行使しなければならない。</p>	
<p>6 児童相談所長は、第一項の規定により安全を確認しようとする場合、第四項の規定により一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合又は前項の規定により権限を行使しようとする場合には、法第十条第一項の規定により当該子どもの住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。</p>	
<p>7 児童相談所長は、前項の規定による援助を求める場合は、子どもの安全の確認及び安全の確保に万全を期する観点から、法第十条第二項の規定により必要に応じ迅速かつ適切にこれを行わなければならない。 (通告等に係る体制の整備等)</p>	<p>(通告等に係る体制の整備等)</p>
<p>第十三条 (略) 2 (略)</p>	<p>第十三条 (略) 2 (略) 3 知事は、地域における子どもを虐待から守るための取組を促進するため、県民の住</p>

<p>(配偶者に対する暴力が疑われる家庭への支援)</p>	<p>宅等を「子どもを虐待から守る家」として指定し、当該住宅等に居住する者が子どもからの相談に応ずるよう協力を求めることができる。</p> <p>(配偶者に対する暴力が疑われる家庭への支援)</p>
<p>第十四条 県は、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力(法第二条第四号に規定する配偶者に対する暴力をいう。)が行われた疑いを認めた場合、市町及び関係機関等と情報を共有し、連携して当該子ども及び配偶者を支援するものとする。</p>	<p>第十四条 県は、子どもが同居する家庭において、配偶者に対する暴力(法第二条第四号に規定する配偶者に対する暴力をいう。)が行われた疑いを認めた場合、市町及び関係機関等と情報共有を図り、連携して当該子ども及び配偶者を支援するものとする。</p>
<p>(子ども自身による安全確保への支援)</p> <p>第十五条 県は、子ども自らが虐待について理解し、その心身の安全について相談を行うことができるよう、市町及び関係機関等と連携し、子どもに対し、その成長過程に応じた情報の提供その他の必要な支援を実施するものとする。</p>	<p>(子ども自身による安全確保への支援)</p> <p>第十五条 県は、子ども自らが虐待について理解し、その心身の安全について相談を行うことができるよう、市町及び関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な支援を実施するものとする。</p>
<p>2 県は、前項の支援を実施するに当たっては、子どもの利便性の向上を図るため、インターネットを利用したサービスその他の情報通信技術の活用等により、その時々の子どもの新たな習慣及び生活様式に応じた相談体制を整備するものとする。</p> <p>(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)</p>	<p>(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)</p>
<p>第十六条 児童相談所長は、一時保護が行われた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な成長を支援するためのサポートプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うものとする。</p>	<p>第十六条 県は、第十二条第三項の規定により一時保護が行われた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な発達を促進するためのケアプランの作成その他の方法により適切な保護及び支援を行うものとする。</p>
<p>2 児童相談所長は、一時保護が行われた子どもが、一時保護を解除されたとき又は一時帰宅するときは、再び虐待を受けることがないように、市町及び関係機関等と連携し、安全確保のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、当該</p>	

<p>一時保護が、第十二条第二項後段の規定により、警察と連携した事案に係るものであるときは、警察と情報を共有し、十分な連携を図るものとする。</p>	
<p>3 (略) (虐待を行った保護者への指導等) 第十七条 県は、市町及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するため又は虐待の再発を防ぐための指導の徹底及び必要な継続的支援に努めなければならない。</p>	<p>2 (略) (虐待を行った保護者への指導等) 第十七条 県は、市町及び関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための指導の徹底等に努めなければならない。</p>
<p>(権利の擁護) 第十八条 (略)</p>	<p>(権利の擁護) 第十八条 (略)</p>
<p>2 県は、前項の対応を行うに当たっては、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが意見を表明することができ、かつ、その意見が適切に反映されるよう努めなければならない。</p>	
<p>3 県は、前項の規定による子どもの意見表明に当たっては、子どもが意見を形成するための支援に努めるとともに、子どもが完全に安心して意見を表明できるよう、必要な体制を整備するものとする。 (社会的養育及び自立支援)</p>	<p>(社会的養育及び自立支援)</p>
<p>第十九条 (略)</p>	<p>第十九条 (略)</p>
<p>2 県は、必要があると認めるときは、虐待を受けた子どもが自立した後においても、地域社会の中でつながりを持ち安心して生活を送ることができるよう、その成長の過程において必要な支援を実施するものとする。</p>	
<p>3 県は、市町及び関係機関等と連携し、児童養護施設等を退所した者の実情の把握に努めるとともに、その生活及び就労に対する相談体制の整備を図るものとする。 (転居時の情報共有)</p>	<p>(転居時の情報共有)</p>
<p>第二十条 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域外にそ</p>	<p>第二十条 児童相談所の所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域外</p>

の住所又は居所（以下この条において「住所等」という。）を移転する場合は、移転先の住所等を管轄する児童相談所において必要な支援が切れ目なく行われるよう、当該児童相談所長に対する速やかな引継ぎ等必要な措置を講ずるものとする。

2 児童相談所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域にその住所等を移転した場合において、移転前に支援等を行っていた児童相談所長から情報の提供を受けたときは、必要な支援が切れ目なく行われるよう、市町及び関係機関等と緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町は、虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町以外の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）にその住所等を移転する場合又は当該市町以外の市町村が虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町にその住所等を移転するとの情報の提供を受けた場合は、その移転の前後において必要な支援が切れ目なく行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備及び施策の推進

（警察との連携）

第二十一条 県は、虐待を受けたと思われる子どもの安全を確保し適切な保護を図るため、警察と虐待に係る情報を的確に共有し、虐待防止のため連携するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づき連携体制を整備するに当たっては、必要に応じて警察

にその住所又は居所（以下この条において「住所等」という。）を移転する場合は、移転先の住所等を管轄する児童相談所において必要な支援が切れ目なく行われるよう、当該児童相談所の所長に対する速やかな引継ぎ等必要な措置を講ずるものとする。

2 児童相談所の所長は、虐待を受けた子どもが当該児童相談所の管轄区域にその住所等を移転した場合において、移転前に支援等を行っていた児童相談所の所長から情報の提供を受けたときは、必要な支援が切れ目なく行われるよう、市町及び関係機関等と緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町は、虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町以外の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）にその住所等を移転する場合又は当該市町以外の市町村が虐待の防止に係る支援を行っている子どもが当該市町にその住所等を移転するという情報の提供を受けた場合は、その移転の前後において必要な支援が切れ目なく行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五章 子どもを虐待から守るための体制の整備

（連携・協力体制の整備）

第二十一条 県は、子どもを虐待から守るため、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、児童委員その他子どもの福祉に職務上関係のある者（第二十六条第二項において「職務関係者」という。）と連携し、常に必要な助言又は援助を受けることができる体制の整備に努めなければならない。

2 市町は、子ども及びその保護者への支援を円滑に実施するため、要保護児童対策地

<p>本部長と協定を締結するものとする。</p> <p>(医療機関との連携)</p>	<p>域協議会等の活用により、県及び関係機関等との緊密な連携及び適切な役割分担の下に、協働して支援する体制の整備に努めるものとする。</p>
<p>第二十二條 県は、虐待を受けた子どもがその心身の状況に応じて適切な医療を受けることができるよう、医療機関との連携協力体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(要保護児童対策地域協議会における支援体制の整備)</p>	
<p>第二十三條 市町は、子ども及びその保護者への支援を円滑に実施するため、要保護児童対策地域協議会の活用により、県及び関係機関等との緊密な連携及び適切な役割分担の下に、協働して支援する体制の整備に努めるものとする。</p>	
<p>2 県は、市町が設置する要保護児童対策地域協議会の運営の充実を図るため、助言及び必要な支援を行うものとする。</p> <p>(在宅における支援体制の整備)</p>	<p>(在宅における支援体制の整備)</p>
<p>第二十四條 県は、虐待を受けた子どもが当該虐待を行った保護者と同居する場合における虐待の再発を防止するため、市町、関係機関等及びその家庭が属する地域社会との連携を図り、その家庭への支援を継続的に行うことができる体制の整備に努めなければならない。</p> <p>(推進計画)</p>	<p>第二十二條 県は、虐待を受けた子どもが当該虐待を行った保護者と同居する場合における虐待の再発を防止するため、その家庭が属する地域社会との連携を図り、その家庭への支援を継続的に行うことができる体制の整備に努めなければならない。</p>
<p>第二十五條 県は、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的に推進するための計画(次項において「推進計画」という。)を定めるものとする。</p>	
<p>2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 妊産婦及び子育て家庭への支援に関する事項</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、子どもを虐待から守ることに関する施策を総合的</p>	

<p>かつ計画的に推進するために必要な事項 (子ども虐待防止啓発月間)</p>	<p>(子ども虐待防止啓発月間)</p>
<p>第二十六条 (略)</p> <p>2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年五月及び十一月とする。</p> <p>3 (略) (人材の養成等)</p>	<p>第二十三条 (略)</p> <p>2 子ども虐待防止啓発月間は、毎年十一月とする。</p> <p>3 (略) (人材の養成等)</p>
<p>第二十七条 (略)</p> <p>2 県は、前項の規定に基づき取組を実施するに当たっては、体系的かつ計画的に研修を行うものとする。</p> <p>3 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、連携して効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。</p> <p>4 県は、法第四条第五項の規定に基づき分析並びに調査研究及び検証の結果を、児童相談所、市町及び関係機関等において職務に従事する者の研修に十分活用する等により、虐待による死亡事例等の重大事例の再発を防止するための取組を積極的に進めるものとする。</p>	<p>第二十四条 (略)</p> <p>2 県は、県、市町又は関係機関等による子どもを虐待から守るための事業又は活動が調和よく融合され、効果的に実施されるよう人材の養成に努めなければならない。</p>
<p>第二十八条 (略) (財政上の措置)</p>	<p>第二十五条 (略)</p>
<p>第二十九条 県は、子どもを虐待から守るための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。 (秘密の保持)</p>	<p>(秘密の保持)</p>
<p>第三十条 (略)</p> <p>2 関係機関等は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た虐待を受けたと思われる子どもに関する秘密を漏らしてはならない。</p>	<p>第二十六条 (略)</p> <p>2 職務関係者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た虐待を受けたと思われる子どもに関する秘密を漏らしてはならない。</p>
<p>第三十一条・第三十二条 (略)</p>	<p>第二十七条・第二十八条 (略)</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の子どもを虐待から守る条例第十三条第三項の規定により指定を受けた住宅等については、なお従前の例による。

三重県立公衆衛生学院条例及び三重県農業大学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年七月一日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第四十三号

三重県立公衆衛生学院条例及び三重県農業大学校条例の一部を改正する条例

(三重県立公衆衛生学院条例の一部改正)

第一条 三重県立公衆衛生学院条例(昭和四十八年三重県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(入学料及び授業料の減免等) 第八条 知事は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)第四 条第一項の規定により授業料等減免対象者として認定した者(次項において「授業料等減免対象者」という。)については、入学料又は授業料を減免するものとする。 2・3 (略)	(入学料及び授業料の減免等) 第八条 知事は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)第八 条第一項の規定により授業料等減免対象者として認定した者(次項において「授業料等減免対象者」という。)については、入学料又は授業料を減免するものとする。 2・3 (略)

(三重県農業大学校条例の一部改正)

第二条 三重県農業大学校条例(昭和六十一年三重県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(授業料の減免等) 第八条 知事は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)第四 条第一項の規定により授業料等減免対象者として認定した者(次項において「授業料等減免対象者」という。)については、授業料を減免するものとする。 2・3 (略)	(授業料の減免等) 第八条 知事は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)第八 条第一項の規定により授業料等減免対象者として認定した者(次項において「授業料等減免対象者」という。)については、授業料を減免するものとする。 2・3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

三重県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年七月一日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第四十四号

三重県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

三重県港湾施設管理条例（昭和四十八年三重県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(許可の条件等)</p> <p>第五条 知事は、前二条の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可を与えないことができる。</p> <p>一 港湾施設を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。</p> <p>二 港湾施設の能力に照らし適切でないとき。</p> <p>三 港湾施設の目的及び用途を妨げるおそれがあるとき。</p> <p>四 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団の利益になるとき。</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれがあるとき。</p> <p>2 知事は、前二条の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請をした者が、第十二条第一項又は第十九条の規定による処分を受け、その処分のあつた日から二年を経過しないときは、許可を与えないことができる。</p> <p>3 知事は、前二条の許可に港湾施設の管理</p>	<p>(許可の条件)</p> <p>第五条</p> <p>知事は、第三条又は前条の許可に港湾施設</p>

<p>上必要な範囲内で条件を付けることができる。</p> <p>(港湾監理員)</p> <p>第十四条 知事は、その職員のうちから港湾監理員を命じ、第三条、第四条、第七条、第八条、第九条若しくは第十一条第一項の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者(第十二条の規定による処分又は第五条第三項の規定による条件に違反している者を含む。)に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を指示する権限を行わせることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第五条第三項の規定により許可に付けられた条件に違反した者</p> <p>三〜六 (略)</p>	<p>設の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。</p> <p>(港湾監理員)</p> <p>第十四条 知事は、その職員のうちから港湾監理員を命じ、第三条、第四条、第七条、第八条、第九条若しくは第十一条第一項の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反している者(第十二条の規定による処分又は第五条の規定による条件に違反している者を含む。)に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を指示する権限を行わせることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第五条の規定により許可に付けられた条件に違反した者</p> <p>三〜六 (略)</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

三重県立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年七月一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第四十五号

三重県立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例

三重県立学校体育施設の使用料に関する条例（平成三十一年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第四条 前条の許可を受け体育施設を使用した者は、知事が指定する日までに、次の各号に掲げる金額を納付しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 照明設備又は空調設備を使用した場合における実費を基準として知事が定める額</p> <p>別表（第二条、第四条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div> <p>備考</p> <p>一 (略)</p> <p>二 体育施設の設備（照明設備及び空調設備を除く。）又は備品の使用に係る使用料については、無料とする。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第四条 前条の許可を受け体育施設を使用した者は、知事が指定する日までに、次の各号に掲げる金額を納付しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 照明設備を使用した場合における実費を基準として知事が定める額</p> <p>別表（第二条、第四条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(略)</div> <p>備考</p> <p>一 (略)</p> <p>二 体育施設の設備（照明設備を除く。）又は備品の使用に係る使用料については、無料とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年七月一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第四十六号

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年三重県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（給与の減額）</p> <p>第十九条 （略）</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が別に定める者を含む。）を養育するため一日の勤務時間の全部又は一部（二時間を超えない範囲内又は一年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が六十歳に達した日の属する年度の翌年度の四月一日以後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三重県条例第十九号）第二条に規定する定年退職日をいう。）までの期間</p>	<p style="text-align: center;">（給与の減額）</p> <p>第十九条 （略）</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が別に定める者を含む。）を養育するため一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が六十歳に達した日の属する年度の翌年度の四月一日以後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年三重県条例第十九号）第二条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、一週間の勤務時間の一部（通常の勤務時間の二分の一を超えない</p>

中、一週間の勤務時間の一部（通常の勤務時間の二分の一を超えない範囲に限る。）について勤務しないことをいう。）、「介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）の介護をするため、管理者が別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

範囲に限る。）について勤務しないことをいう。）、「介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）の介護をするため、管理者が別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。

病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年七月一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第四十七号

病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十年三重県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与の減額)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七條第一項第三号の規定により同法第六條の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が別に定める者を含む。)を養育するため一日の勤務時間の全部又は一部(二時間を超えない範囲内又は一年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、高齢者部分休業(当該職員が六十歳に達した日の属する年度の翌年度の四月一日以後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日(職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三重県条例第十九号)第二条に規定する定年退職日をいう。))までの期間</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七條第一項第三号の規定により同法第六條の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として管理者が別に定める者を含む。)を養育するため一日の勤務時間の一部(二時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、高齢者部分休業(当該職員が六十歳に達した日の属する年度の翌年度の四月一日以後の日で、当該職員が申請において示した日からその定年退職日(職員の定年等に関する条例(昭和五十九年三重県条例第十九号)第二条に規定する定年退職日をいう。))までの期間中、一週間の勤務時間の一部(通常の勤務時間の二分の一を超えない</p>

中、一週間の勤務時間の一部（通常の勤務時間の二分の一を超えない範囲に限る。）について勤務しないことをいう。）、「介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）の介護をするため、管理者が別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

範囲に限る。）について勤務しないことをいう。）、「介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）の介護をするため、管理者が別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

附 則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。

三重県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年七月一日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第四十八号

三重県暴力団排除条例の一部を改正する条例

三重県暴力団排除条例（平成二十二年三重県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第一章～第三章（略）	第一章～第三章（略）
第四章 青少年の健全な育成を図るための措置（第十五条～第十八条の三）	第四章 青少年の健全な育成を図るための措置（第十五条～第十八条）
第五章 暴力団員等に対する利益供与の禁止等（第十九条～第二十一条の二）	第五章 暴力団員等に対する利益供与の禁止等（第十九条～第二十一条）
第六章 暴力団員等が利益の供与を受けるとの禁止（第二十二条・第十二条の二）	第六章 暴力団員等が利益の供与を受けるとの禁止（第二十二条）
第六章の二 暴力団排除特別強化地域における禁止行為（第二十二条の三・第二十二条の四）	
第七章～第九章（略）	第七章～第九章（略）
第十章 罰則（第三十二条～第三十三条）	第十章 罰則（第三十二条～第三十四条）
附則 （定義）	附則 （定義）
第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一～八（略）	一～八（略）
九 特定営業 次のいずれかに該当する営業をいう。	
イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「風管適正化法」という。）第二条第一項に規定する風俗営業	

- ロ 風管適正化法第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業
- ハ 風管適正化法第二条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業
- ニ 風管適正化法第二条第十三項に規定する接客業務受託営業
- ホ 設備を設けて客に飲食させる営業で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十五条第一項の許可を受けて営むもの（風管適正化法第二条第四項に規定する接待飲食等営業又は同条第十一項に規定する特定遊興飲食店営業に該当するものを除く。）
- ケ 風俗案内（次に掲げる行為をいう。以下このくにおいて同じ。）を行うための施設（不特定多数の者が利用することができるものに限る。）を設け、当該施設において有償又は無償で風俗案内を行う営業
 - (イ) 風管適正化法第二条第一項第一号に該当する営業に関する次に掲げる情報を、当該情報の提供を受けようとする者の求めに応じて提供する行為
 - (1) 接待（風管適正化法第二条第三項に規定する接待をいう。以下同じ。）の内容、接待を受けることのできる時間、接待に従事する者又は接待を受けるための料金に関する情報
 - (2) 営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先に関する情報
- （ロ） 風管適正化法第二条第六項第一号若しくは第二号又は第七項第一号のいずれかに該当する営業に関する次に掲げる情報を、当該情報の提供を受けようとする者の求めに応じて提供する行為

(1) 客に接触する役務の内容、当該役務を受けることのできる時間、当該役務を受けるための料金に関する情報

(2) 営業所の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先（風営適正化法第二条第七項第一号に該当する営業にあつては、当該営業につき広告若しくは宣伝をするときに当該営業を示すものとして使用する呼称、風営適正化法第三十条の二第一項第七号に規定する受付所の所在地又は客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先）に関する情報

ト 道路その他の公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為のいずれかを行う営業（イからくまでのいずれかに該当するものを除く。）

(イ) イからくまでのいずれかに該当する営業に関し、客引きをすること。

(ロ) イからくまでのいずれかに該当する営業に関し、人に呼び掛け、又はビラその他の文書図画を配布し、若しくは提示して客を誘引すること。

(ハ) イからくまでのいずれかに該当する営業に係る役務に従事するよう勧誘すること。

(ニ) 写真又は映像の被写体となる役務であつて、対価を伴うものに従事するよう勧誘すること。

十 特定営業者 特定営業を営む者をいう。

十一 暴力団排除特別強化地域 暴力団の排除を特に強力に推進する必要がある地域として別表に掲げる地域をいう。

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第十八条 暴力団事務所は、次に掲げる施設

第十八条 暴力団事務所は、次に掲げる施設

の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲二百メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

一〇九 （略）

十 都市公園法（昭和三十二年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園

十一 （略）

2 暴力団事務所は、前項に規定する区域のほか、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域（これらの地域のうち前項に規定する区域を除く。第二十七条第二項において「住居地域等」という。）においては、これを開設し、又は運営してはならない。

3 前二項の規定は、この条例の施行又は同項の規定の適用の際、現に開設し、又は運営されている暴力団事務所については適用しない。ただし、当該暴力団事務所が、当該開設し、又は運営していた暴力団以外の暴力団に係る暴力団事務所として開設され、又は運営されることとなった場合は、この限りでない。

（命令）

第十八条の二 公安委員会は、前条第二項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営する者に対し、当該暴力団事務所の開設又は運営の中止を命ずることができ

る。

第五章 （略）

第二十一条 （略）

（自己又は他人の名義を利用させることの禁止）

第二十一条の二 何人も、暴力団員が第二十

の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲二百メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

一〇九 （略）

十 （略）

2 前項の規定は、この条例の施行又は同項の規定の適用の際、現に開設し、又は運営されている暴力団事務所については適用しない。ただし、当該暴力団事務所が、当該開設し、又は運営していた暴力団以外の暴力団に係る暴力団事務所として開設され、又は運営されることとなった場合は、この限りでない。

第五章 （略）

第二十一条 （略）

二条の二の規定に違反することとなること
 の情を知って、暴力団員に対し、自己又は
 他人の名義を利用させてはならない。

第六章 (略)

第二十二條 (略)

(他人の名義を利用することの禁止)

第二十二條の二 暴力団員は、自らが暴力団
 員である事実を隠蔽する目的で、他人の名
 義を利用してはならない。

第六章の二 暴力団排除特別強化地
 域における禁止行為

(特定営業者の禁止行為)

第二十二條の三 特定営業者は、暴力団排除
 特別強化地域における特定営業に関し、暴
 力団員又は暴力団員が指定した者から、用
 心棒の役務(特定営業者の営業に係る業務
 を円滑に行うことができるようにするた
 め顧客、従業員その他の関係者との紛争の
 解決又は鎮圧を行う役務をいう。以下この
 章において同じ。)の提供を受けてはなら
 ない。

2 特定営業者は、暴力団排除特別強化地域
 における特定営業に関し、暴力団員又は暴
 力団員が指定した者に対し、用心棒の役務
 の提供を受けることの対償又は当該特定
 営業を営むことを容認されることの対償
 として利益の供与をしてはならない。

(暴力団員の禁止行為)

第二十二條の四 暴力団員は、暴力団排除特
 別強化地域における特定営業に関し、特定
 営業者に対し、用心棒の役務の提供をし、
 又は自らが指定した者に用心棒の役務の
 提供をさせてはならない。

2 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域に
 おける特定営業に関し、特定営業者から、
 用心棒の役務の提供をすることの対償若
 しくは当該特定営業を営むことを容認す
 ることの対償として利益の供与を受け、又
 は自らが指定した者に利益の供与を受け

第六章 (略)

第二十二條 (略)

とせてはならない。

第七章 (略)

(飲食店事業者等からの暴力団排除対策)

第二十五条 警察本部長及び関係団体は、風

俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する風俗営業及び食品衛生法第五十五条第一項の許可を受けて飲食店営業を営む者(以下この条において「飲食店事業者等」という。)が暴力団排除の重要性を認識し、次に掲げる暴力団員の不当な要求を拒否することができるよう、飲食店事業者等に対し、情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

一・二 (略)

(調査及び立入り)

第二十七条 公安委員会は、第十六条、第十

九条、第二十一条の二、第二十二条、第二十二條の二、第二十三条第二項、第二十四条第二項又は前条第二項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 公安委員会は、第十八条第二項の規定に

違反する行為をした疑いがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、暴力団員その他の関係者に対し、説明若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に住居地域等内の建物に立ち入り、設備、書類その他の物件を検査させ、若しくは暴力団員その他の関係者に質問させることができる。

3 前項の規定による立入検査をする職員

は、その身分を示す証明書を携帯し、関係

第七章 (略)

(飲食店事業者等からの暴力団排除対策)

第二十五条 警察本部長及び関係団体は、風

俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する風俗営業及び食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十五条第一項の許可を受けて飲食店営業を営む者(以下この条において「飲食店事業者等」という。)が暴力団排除の重要性を認識し、次に掲げる暴力団員の不当な要求を拒否することができるよう、飲食店事業者等に対し、情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

一・二 (略)

(調査)

第二十七条 公安委員会は、第十六条、第十

九条、第二十一条、第二十三条第二項、第二十四条第二項又は前条第二項の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

<p>者に提示しなければならない。</p>	
<p>4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	
<p>(勧告)</p>	<p>(勧告)</p>
<p>第二十八条 公安委員会は、第十九条、第二十一条の二、第二十二條、第二十二條の二、第二十三条第二項、第二十四条第二項又は第二十六条第二項の規定に違反する行為があつた場合において、当該行為が暴力団排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。</p>	<p>第二十八条 公安委員会は、第十九条、第二十二條、第二十三條第二項、第二十四条第二項又は第二十六条第二項の規定に違反する行為があつた場合において、当該行為が暴力団排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。</p>
<p>(公表)</p>	<p>(公表)</p>
<p>第二十九条 公安委員会は、第二十七条第一項の規定(第十六条の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる場合を除く。)により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなく当該説明若しくは資料の提出を拒んだとき、又は前条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかつたときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。</p>	<p>第二十九条 公安委員会は、第二十七条の規定(第十六条の規定に違反する行為をした疑いがあると認められる場合を除く。)により説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由がなく当該説明若しくは資料の提出を拒んだとき、又は前条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかつたときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第三十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第三十二条 第十八条の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>
<p>一 第十八条第一項の規定に違反して、暴力団事務所を開設し、又は運営したとき。</p>	
<p>二 第十八条の二の規定による命令に違反したとき。</p>	
<p>三 相手方が暴力団員又は暴力団員が指定した者であることの情を知つて、第二十二條の三の規定に違反したとき。</p>	
<p>四 第二十二條の四の規定に違反したと</p>	

<p>2 前項第三号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。</p>	
<p>第三十二条の二 第十七条の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	
<p>第三十二条の三 第二十七条第二項の規定による説明若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。</p>	
<p>第三十三条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。</p>	<p>第三十三条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>第三十四条 第十七条の規定による命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

附則の次に次の別表を加える。

別表（第二条関係）

市	地域
四日市市	西新地（市道西新地久保田線から北側及び東側の区域を除く。）、諏訪栄町及び西浦一丁目（市道西新地久保田線の区域を除く。）

附 則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。

三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年七月一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第四十九号

三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成六年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（ビラの作成に係る公費の支払）</p> <p>第五条 三重県は、候補者（第三条の規定による届出をした者に限る。）が同条第二号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第四百四十二条第一項第三号及び第四号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 <u>八円三十八銭</u></p> <p>二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 <u>四十一万九千円と五円六十二</u></p>	<p style="text-align: center;">（ビラの作成に係る公費の支払）</p> <p>第五条 三重県は、候補者（第三条の規定による届出をした者に限る。）が同条第二号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を超える場合には、当該各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第四百四十二条第一項第三号及び第四号の選挙の区分に応じ当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 <u>七円七十三銭</u></p> <p>二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 <u>三十八万六千五百円と五円十</u></p>

銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）

（ポスターの作成に係る公費の支払）

第六条 三重県は、候補者（第三条の規定による届出をした者に限る。）が同条第三号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額に三十一万六千二百五十円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）を超える場合には、当該金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

一 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合 五百八十六円八十八銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額

二 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 二十九万三千四百四十円と三十円七十三銭にその五百を超える数を乗じて得た金額との合計金額

八銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）

（ポスターの作成に係る公費の支払）

第六条 三重県は、候補者（第三条の規定による届出をした者に限る。）が同条第三号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額に三十一万六千二百五十円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）を超える場合には、当該金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

一 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合 五百四十一円三十一銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額

二 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 二十七万六千五百五十五円と二十八円三十五銭にその五百を超える数を乗じて得た金額との合計金額

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和七年七月一日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県条例第五十号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十五年三重県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(報酬の額)</p> <p>第二条 臨時選挙管理委員、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人に対する報酬の額は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する職にある者で県から給与の支給を受けるもの（以下「一般職に属する県職員」という。）のうちから任命又は選任された者に対しては、報酬を支給しない（その者が同法第三十八条第一項の規定に基づき、任命権者の許可を受けて勤務時間外に職務に従事した場合を除く。）。</p> <p>一 臨時選挙管理委員 一日につき <u>一万百円</u></p> <p>二 選挙長、選挙分会長及び審査分会長 一日につき <u>一万二千二百円</u></p> <p>三 選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人 一日につき <u>一万百円</u></p>	<p>(報酬の額)</p> <p>第二条 臨時選挙管理委員、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人に対する報酬の額は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職に属する職にある者で県から給与の支給を受けるもの（以下「一般職に属する県職員」という。）のうちから任命又は選任された者に対しては、報酬を支給しない（その者が同法第三十八条第一項の規定に基づき、任命権者の許可を受けて勤務時間外に職務に従事した場合を除く。）。</p> <p>一 臨時選挙管理委員 一日につき <u>八千九百円</u></p> <p>二 選挙長、選挙分会長及び審査分会長 一日につき <u>一万八百円</u></p> <p>三 選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人 一日につき <u>八千九百円</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
